

愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）に関する質問回答

平成19年8月29日から9月3日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	ページ	条	項	号	その他	質 問	回 答
001	001	前文				落札者とは、平成19年8月2日公表 実施方針第2・2・(2)入札参加要件確認企業に記載される「応募者等を構成する法人」と同企業を指すと理解しますが、その場合、本項における「構成員」とは出資を行うマネジメント・サポート企業あるいは設計・施工協力企業、「応募者協力企業」とは出資を行わないマネジメント・サポート企業あるいは設計・施工企業と理解しますが宜しいでしょうか。	第2条の定義をご参照下さい。構成員とは、「応募者等」のうち、代表企業以外の者であって、SPCに出資を行う者を指します。
002	001	2		1		本件提案に「逸脱提案」が含まれている場合でも落札者に選定されるのは、どの程度の逸脱をいうのでしょうか(第2条第2項においては、提示条件の遵守が規定されております。)。ご教示下さい。	落札者が要求水準を満たすための基本的能力を有していることを前提として、事業者提案の一部分に提示条件を満たしているかどうか不明な点がある場合や、事業者提案に軽微な瑕疵がある場合等をいいます。
003	001	2		4		協力企業と応募者協力企業との違いは、前者が落札者に含まれないのに対し、後者は落札者に含まれるという点のみであり、それぞれが行う業務の内容については違いはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
004	001	2				本条で記載のある(3)応募者協力企業と(4)協力企業の差異が明確ではありませんので、明確にご説明頂けないでしょうか。	(質問No.003参照)
005	002	4			SPC解散	事業契約期間が終了した時点におけるSPCの措置、即ち事業終了後いつまでSPCを存続させる必要があるのか記載願います。	原則として、SPCはサービス対価の支払いが終了するまで残存させて下さい。(関連質問No.010、No.011参照)
006	002	4	1	2	SPCの本店所在地	中央病院の住所を本店所在地に置くことは可能でしょうか。	可能です。
007	002	4	1	4		SPCの資本金は「(本件提案に示された資本金額)」とありますが、資本金額については、乙が任意で決定してよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
008	002	4	1	6		代表企業は議決権保有割合が最大であれば過半出資する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
009	002	4	1	6	代表企業の議決権保有割合	「代表企業のSPCの議決権保有割合は、SPCの株主中最大」とありますが、過半である必要はないと考えてよろしいでしょうか？	(質問No.008参照)
010	002	4	1	8		SPCの最終会計年度の終了は、事業期間の終了日とありますが、事業期間の終了によってSPCを解散してよいという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.005、質問No.011参照)

No	ページ	条	項	号	その他	質 問	回 答
011	002	4	1	8	SPCの会計年度	SPCの会計年度の終期については応募者提案としていただけないでしょうか。事業期間終了(平成45年3月31日)以降、少なくとも半期はサービス対価の入金や協力会社への委託費の支払い等の事務手続き、SPCの精算手続き等のSPC運営業務を行う必要があります。	第4条第1項第8号を以下のとおり修正します。 「SPCにおける会計年度は、各暦年の4月1日を始期とし、翌年の3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の会計年度の始期はSPCの設立日とし、最終の会計年度の終期は、事業期間の終了日から3月後以降とする。」
012	002	4	1	9		監査役会を設置しなければならないとの記載がありますが、会社法第390条第2項の規定により監査役会は常勤監査役を監査役の中から選定することが必要となり、SPCの経費が増加することとなります。監査役会を(非常勤)監査役へ変更して頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第4条第1項第9号を以下のとおり修正します。 「SPCは、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役及び会計監査人を設置しなければならない。」
013	002	5	2	2	株主	「また、当社らの一部に対して当社らが保有する」とありますが、「当社ら」とは「株主」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。第5条第2項(2)の「当社ら」を「各株主」に変更します。
014	002	5	2	2		「当社ら」は、「各株主」と修正すべきではないでしょうか。	(質問No.013参照)
015	003	6	2			「乙は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、甲の要望を尊重するものとする。」とありますが、ここでいう「甲の要望」とは、事業契約の中身に対する要望のことでしょうか、あるいは協議の方法等の、事業契約締結に向けたプロセスについての要望のことでしょうか。ご教示ください。	第6条第2項に定める「甲の要望」とは、事業者選定委員会による事業者提案の審査において出された意見により、当該事業者提案の内容を改善することが必要不可欠な場合に、事業実施にあたって加味する場合等のことをいい、本事業の「入札説明書等」に示した提示条件の範囲内の要望であるとお考え下さい。
016	003	6	2			甲の要望を尊重することとありますが、具体的内容が記載ない内容を尊重することは不可能です。第6条第1項に双方「誠実な協議」を行うとありますので、本条項を活用願ひ、第2項は削除して頂けないでしょうか。	(質問No.015参照)
017	003	6	3	2	提示条件の変更	本号で適用されるのは、平成18年11月22日付け「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」のうち、「4. 落札者決定後の応募条件の変更について」であり、この(2)にあるとおり、同じコストで質が向上する、または質が同じでコストが低減するもので、事業者に追加のコスト負担を求めものではない、と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 平成18年11月22日付け「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」のうち、質問の中で引用していただいた箇所は、競争性の確保に反しない例として示されているものですが、それ以外の場合の提示条件の変更は、当該PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについてにおいて認められている範囲内でのみ行う予定です。なお、事業契約締結後に要求水準の変更が必要となった場合は、事業契約の規定に従って変更します。
018	003	6	3	2		本項によると、甲が提示条件を変更した場合、落札者が自らの費用と責任で本件提案を訂正するとありますが、変更内容に合わせて本件提案の提示金額も訂正することができるという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.017参照)
019	003	6	3	3		本件提案が、逸脱提案を含むかどうかについては、甲がその合理的な裁量によりこれを決定することができることとありますが、乙にとっても合理的な判断の基となる要求水準書が公表されると考えてよろしいですか。	要求水準書は、入札公告時に公表する要求水準書となります。

No	ページ	条	項	号	その他	質 問	回 答
020	003	6	3	3		落札決定後に、甲が合理的な裁量により本件提案に逸脱提案が含まれるかどうかについて決定できるとされております。逸脱提案か否かについては、落札前にも判断されるものと存じますが、落札者決定後にも判断を行うという趣旨についてご教示下さい。	落札者決定後に、落札者の事業提案内容が、契約書案、入札説明書等を作成する段階で県の想定し得る範囲のものではなかったような場合に提示条件を見直すことや、落札者の事業提案内容の明確化を行うこと等を予定しております。その際に本件提案に逸脱提案が含まれるかどうかを確認することになります。
021	003	6	3	4		逸脱提案があった場合の処置が述べられていますが、落札者が改善提案を行い、合意が得られた内容については、逸脱提案の定義から除外されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
022	004	6	3	6		逸脱提案を含むことに起因して甲に追加費用が生じる場合は、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。ご教示下さい。	逸脱提案の確認手続のために県がアドバイザーに対して追加的に支払う報酬等を想定していますが、それに限られるものではありません。
023	004	6	8			本項が適用されるのは本事業に対してのみであり、乙が他の事業において本項各号に該当しても本項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
024	004	6	8			8項には、事業契約に関し、事業契約が締結される前に乙が、(1)～(6)までのいずれかに該当したときは、甲は、事業契約を締結しないことができるとありますが、これらは、本事業を行うにあたって(1)～(6)のような違反行為を行ったときには、事業契約を締結しないことができるということであって、本事業以外に関わる違反行為に対しては該当しないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.023参照)
025	004	6	8		事業契約	「甲は、事業契約に関し事業契約が締結される前に乙が次の各号のいずれかに該当したときは」とありますが、本件入札行為に関し事業契約が締結される前に乙が次の(1)～(6)のいずれかに該当した場合との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
026	004	6	8	各号		「事業契約に関し事業契約が締結される前に乙が・・(中略)・・該当したときは、」とは、「事業契約が締結される前に、乙が事業契約締結に関して次の各号にいずれかに該当したときは、」という意味であり、乙が事業契約締結以外に関して各号に該当した場合は除外されると理解しますがよろしいでしょうか。	(質問No.025参照)
027	004	6	8			本項によると、落札者が本項各号に該当した場合であっても、事業契約を締結することがあるものと解されますが、甲が本項に基づいて事業契約を締結しないと判断するのはどのような場合でしょうか、その判断基準につきご教示下さい。	現段階で判断基準を設けることはできませんし、今後も判断基準を設けることは予定しておりません。
028	004	6	9			「協力」とはどのような協力を想定していますでしょうか。金銭の支出が伴う協力には別途協議が必要と考えますので、ここでの協力は金銭の出資が伴わない一般的な協力義務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
029	005	8				「乙は、SPCへ出資し、」とありますが、乙には、出資しない応募者協力企業も含まれますので、ここはどう理解すればよろしいでしょうか。	応募者協力企業は、自ら出資する義務を負っていませんが、落札者を構成するものとして、SPCによる借入その他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力する義務を負っています。

No	ページ	条	項	号	その他	質問	回答
030	005	8				乙の中で「応募者協力企業」は出資は行わないので、資金調達協力義務として出資は省かれると理解しますが宜しいですか。	(質問No.029参照)
031	005	9	1			別紙3に記載した「業務委託・請負企業」を実際の業務実施時に変更することは可能でしょうか？ また、業務委託候補者として同一業務を担当する企業を複数提示しておくことは可能でしょうか？	前段については、別紙3には、代表企業、構成員、応募者協力企業がSPCから本事業に関する各業務を受託する場合に列挙することを想定しており、代表企業、構成員、応募者協力企業以外の者を記載することは予定しておりません。よって、事業契約に記載のない限り、実際の業務実施時に変更することは認めません。 後段については、ご理解のとおりです。
032	005	9	1			別紙3に記載する委託者等は、本基本協定締結時点での委託予定業者であり、後に事業契約書(案)に記載される手法に則り変更可能と理解しますが宜しいでしょうか。	(質問No.031参照)
033	005	9	2			本項の趣旨は、SPCが受託者等に対して、委託契約又は請負契約上の規定の履行請求を怠ることのないように乙が監視をするという趣旨でしょうか。SPC及び／又は受託者等が委託契約又は請負契約上の義務を履行しない場合に乙が代わって履行する義務を規定しているものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
034	005	11	1			本条が適用されるのは本事業に対してのみであり、乙が他の事業において第6条第8項各号に該当しても本条は適用されないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
035	005	11				第6条8項のいずれかの事由というのは、本事業を行うにあたって第6条第8項(1)～(6)のような違反行為を行ったときには、違約金を支払うということであって、本事業以外に関わる違反行為に対しては該当しないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.034参照)
036	005	11			違約金	本違約金条項は事業期間に係らず永久的に効力を有しており、甲が事業契約を解除するか否かに係らず適用されるため、民間事業者としてはリスクを限定できず、参画が困難になると考えます。第6条第8項各号のいずれかの事由が生じた場合には事業契約を解除することに変更して頂けないでしょうか。(事業契約解除に伴う違約金については事業契約第129条にて対応)	原案のとおりとします。 なお、この条文は、乙が本事業の事業契約に関して談合その他の不正行為を働き公正取引委員会の命令が確定し、又は有罪判決が確定等したときに適用されるものであり、乙がそのような不正行為を働きさえしなければその適用を回避できるため、リスクは極めて限定的であると考えます。 また、事業契約書第129条は、SPCの県に対する違約金支払債務に関する規定であり、基本協定書第11条はSPCではなく落札者たる代表企業、構成員及び応募者協力企業の県に対する違約金支払債務に関する規定であり、県の相手方当事者が異なります。
037	005	11			違約金	協力企業が第6条第8項に該当した場合には、乙は責任を負担する必要がないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
038	005	11			違約金	「事業契約に関し」とありますので、事業契約締結後に締結される施設整備業務や運営業務・調達業務に関する契約は、本条で規定される違約金の対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	ページ	条	項	号	その他	質 問	回 答
039	005	11			違約金	違約金額が、施設整備業務費相当額の100分の20、という額は50億を超える額になると思われませんが、金額が大きすぎるのではないのでしょうか？	談合等の不正行為に対しては、全国的に公正取引委員会による行政処分や警察・検察による摘発が相次いでおり、また、全国知事会においても、違約金を契約額の20%とすべき旨の指針が示された状況を踏まえたものです。 ただ、それでも本件においては、違約金算定の基礎となる額は、契約金額全体ではなく施設整備業務費相当額に限定しており、社会全体の不正行為に対する厳しい目からすれば金額が大きすぎるとは思いません。
040	006	14	2			第10条、第11条、第13条、及び第16条が、本協定の契約期間経過後も効力を有するとありますが、時効完成等の事情がない限り一切期限がないということになるのでしょうか。秘密保持等、通常有効期限を区切れると考えられるものについては、有効期限の設定をご検討いただければと存じます。	原案のとおりとします。
041	006	14	2		契約期間	第11条の規定を事業契約終了時以降も有効とする理由についてご説明頂けないでしょうか。	談合等の不正行為を防止するため、事業契約終了時以降であっても本事業契約に関する談合等が発覚した場合には、違約金を徴収します。